

国立大学法人高知大学建設工事等競争契約参加資格審査取扱要領

平成16年4月1日

規則第128号

最終改正 平成21年3月5日規則第76号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学における施設整備事業に伴う競争契約参加資格審査については、国立大学法人高知大学会計規則（平成16年4月1日制定）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(基本通知の適用)

第2条 施設整備事業実施のための競争契約参加資格審査に係る本要領の運用においては、競争契約参加資格審査手続の簡素合理化に関する申合せ（平成6年1月12日）の規定を適用するものとする。ただし、同申合せ二（一）ウの規定は適用しない。

(規定の準用)

第3条 前条のほか、本要領の運用においては、一般競争参加者の資格（平成13年1月6日付文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「契約担当官等」を「契約担当役」、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」と読み替えるものとする。

(一般競争参加者の資格制限)

第4条 一般競争参加者の資格制限については、一般競争参加者の資格制限（平成13年1月6日付文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」、「契約担当官等」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(指名競争参加者の資格)

第5条 指名競争参加者の資格については、指名競争参加者の資格（平成13年1月6日付文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」と読み替えるものとする。

(指名基準)

第6条 指名基準については、指名基準（平成13年1月6日付文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」、「契約担当官等」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格)

第7条 特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格については、特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格（平成13年1月6日付文部科学大臣決定）の規定を

準用するものとする。なお、同規定中「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」、「契約担当官等」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い)

第8条 建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについては、建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについて（平成19年3月26日付18文科施第629号文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

(建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格者として認める者)

第9条 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」による手続において「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を受けた者は、国立大学法人高知大学における建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格者として認める者とする。

(設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加者の資格を持つ者として認めるもの)

第10条 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」による手続において「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を受けた者は、国立大学法人高知大学における設計・コンサルティング業務の一般競争（指名競争）参加資格者として認める者とする。

(共同企業体等の取扱い)

第11条 共同企業体等の取扱いについては、共同企業体等の取扱いについて（平成14年11月15日付14文科施第252号文教施設部長会計課長通知）及び「共同企業体等の取扱いについて」の事務処理について（平成19年3月15日付18施企第63号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人高知大学工事請負契約取扱要領」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い)

第12条 競争入札における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについては、一般競争入札方式等における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについて（平成14年2月19日付13施企第42号文教施設部施設企画課監理室長通知）の規定を準用するものとする。

(指名停止の措置要領)

第13条 工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領については、建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について（平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）及び設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて（平成18年1月20日付17文科施第346号文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

第14条 削除

(情報公開)

第15条 競争参加資格及び基準等に関する情報公開については、工事に係る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表について（平成13年5月31日付13文科施第63号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。なお、同規定中「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人高知大学工事請負契約取扱要領」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月5日規則第76号）

この要領は、平成21年3月5日から施行する。